

産業活力創造資金（新商品等開発資金枠）融資要領

〔平成23年4月1日〕
市長決裁

（目的）

第1条 この要領は、秋田市中心小企業融資あっせん制度要綱により必要な事項を定めるものとする。

（融資あっせん対象者）

第2条 融資あっせん対象者は、要綱第6条の対象者であって、次の要件をすべて満たす者（用語の定義は要綱第6条第1項第1号による）とする。

- (1) 要綱第5条に定める者
- (2) 市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 市内に主たる事業所を1年以上有すること。
- (4) 事業歴が1年以上であること。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 許認可等を必要とする業種は、許認可等を受けていること。
- (7) 新製品、新技術、新役務など（以下、「新製品等」という。）の研究開発および商品化を行う者であって、次のいずれかに該当する者
 - ア 国、県等の公的機関から補助金を受けている事業であり、補助認定を受けてから3年以内であるもの
 - イ 特許、意匠、実用新案の活用により、新製品等の研究開発および商品化を行い、研究開発から3年以内であるもの

（融資の資金使途）

第3条 この融資の資金使途は、次の各号に定める新製品等の研究開発および商品化に係る事業経営上必要とする資金とする。ただし、貸付限度額は、総事業費のうち、金融機関および秋田県信用保証協会が認めた額とする。

- (1) 新商品研究開発費

専門家謝金・同旅費、マーケティング調査費、研究開発のみに用いる機械装置または工具器具の購入、産業財産権等取得費、その他必要と認められる経費

(2) 販路開拓費

専門家謝金・同旅費、会場借料、マーケティング調査費、展示会等出展料・同旅費、通訳料、翻訳料、印刷製本費、広報費（ただし、3ヶ月間以内に限る）、委託費（一部委託に限る）、その他必要と認められる経費

(完成届等)

第4条 融資を受けた者は、対象となる事業が完了したときには、秋田市中心企業融資あっせん制度に係る利子補給に関する事務取扱要領に定める完成届（様式利第2号）又は事業完了届（様式利第3号）に完成写真等を添付して、30日以内に市長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に改正前の要領の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。